

審議会等会議録

| 発 言 者 | ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要 |
|-----------------------|---|
| <p>司 会 (木村課長)</p> | <p>皆さんこんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は13名でございます。定員の2分の1を超えておりますので、令和4年度第3回久喜市環境審議会を開会させていただきます。また、田島委員より欠席のご連絡をいただいているところでございます。</p> <p>次に、議題に先立ちまして、皆様にご了承いただきたい点が2点ございます。会議録の作成のために、会議の様子を録音させていただきますこと、本会議は公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には、受け入れるものでございます。本日の傍聴者は2名でございます。</p> <p>会議に入ります前に、本日の配付資料を確認させていただきたいと思います。</p> <p>はじめに、本日の会議次第、資料2「第2次久喜市環境基本計画(案)」、資料3「前回審議会からの修正箇所、変更点について」、資料4「第2次久喜市環境基本計画について(答申案)」、以上となります。</p> <p>なお、事前に配付いたしました資料1「久喜市環境基本計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果」は、本日ご持参いただくようお願いしたところでございますが、大丈夫でしょうか。</p> <p>また、資料2「久喜市環境基本計画(案)」につきましては、事前に送付させていただきましたが、一部軽易な修正をいたしましたので、当日配布の資料の方をお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、次第の2「挨拶」でございます。久喜市環境審議会会長でございます。佐藤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| <p>佐藤会長</p> | <p>皆さんこんにちは。今日がこの審議会の最後ということですが、十分にこの計画について審議できたかという、十分ではない部分もあるかなとも思います。</p> <p>私たち委員は、ほぼ全員高齢者です。環境というのは、これからの時代のことで、今後はここに若い人が参加できるような仕組みを、是非ともお願いしたいということです。</p> <p>今日は短い時間ですが、ご協力よろしくお願いします。</p> |
| <p>司 会 (木村課長)</p> | <p>ありがとうございました。続きまして、空席となっておりました副会長につきましては、佐藤会長にご指名をお願いしたいと存じます。</p> |
| <p>佐藤会長</p> | <p>それでは、本多静六の関係や菖蒲の森のことについて、長い間関わっていて、そして非常に高いご見識を持っている高橋さんをお願いしたいと思います。</p> <p>高橋さん、よろしくお願いします。</p> |

高橋副会長

不慣れでございますけれども、皆さんの協力を得ながら努めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

司 会
(木村課長)

高橋副会長、どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして次第の3「議題」でございます。会議の進行につきましては、久喜市環境審議会条例施行規則第3条によりまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。
会長よろしくお願いいたします。

議 長
(佐藤会長)

それでは議題に入りたいと思います。2つありますが、最初の1つは、この基本計画に対するパブリック・コメントの実施結果についてということで、まず事務局の方からご説明をお願いします。

事務局
(川村補佐)

はい。それでは議題の1に関してご説明いたします。
前回7月の審議会でお示しした計画案について、さらに内容を精査して、令和4年8月15日から9月14日までの間で、パブリック・コメントを実施しました。お手元の資料1をご覧ください。資料1「第2次久喜市環境基本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果」でございます。今回のパブリック・コメントでは2件の意見を受け付けており、要約した意見を、資料1の意見の概要欄に記載しています。

まず、1つ目ですが、「久喜市ごみ処理施設整備基本計画の環境負荷を加味し、環境基本計画の修正をすべきだ。また、環境基本計画の第1主体は久喜市とすべきところを、主体を市民、事業者、市とすることは、久喜市の主体性がなく、市民や関連事業者に責任を押し付けている。」という意見でした。この意見に対する市の考え方としては、まず、本計画では、久喜市ごみ処理施設整備基本計画における新たなごみ処理施設の処理方針を考慮した、将来的な温室効果ガス排出量の算定及び目標設定を行っていること。本市の環境保全を取り巻く問題は、市民生活や事業活動によるものなど、多様な要因によって生じており、すべての人がそれぞれの立場に応じた役割を認識し、連携協力していくことが必要であることといたしました。

次に2つ目ですが、「久喜市指定希少野生生物種にデンジソウを加えてはどうか。」という意見でした。この意見に対する市の考え方としては、デンジソウは埼玉県希少野生動植物種に指定されており、既に種を保存するための規制が実施されていることから、同種について重複して指定することは予定していません。

このようなことから、いずれの意見につきましても、計画の修正は行わない予定でございます。議題の1に関する説明は以上です。

議 長
(佐藤会長)

はい。ありがとうございました。
一応、2人、2件、ということで、パブリック・コメントがあったという

ことです。これについて何か皆さんのご意見か何かがあれば。
はい。角内さん、お願いします。

角内委員

2番のデンジソウについてなんですけれども、市の考え方というのが、埼玉県希少野生動植物に指定されているということなんですけれども、このいただいた計画(案)の11ページを見ると、既に指定されている野生生物は全部埼玉県が指定していますよね。ですから、この説明だと私は納得がいかないのですが。これからは埼玉県が指定したものは、久喜市は指定しないという意味なのかと考えたんですけれども。ご説明をお願いします。

議長
(佐藤会長)

事務局の方、ご説明をお願いします。今のご質問というのは、県が指定していても、市にはないのだからそれは指定しないということがあり得るかという質問ですよ。

角内委員

いえ。市にあるのですよね。

私はこの市の考え方という文章を、県が指定しているから、久喜市で改めて指定しないと読み取ったんです。そうすると、11ページにある、2010年に指定したものは、埼玉県が指定しているんだけど、市でも指定しているんですよ。だから、この意見を出された方は、この市の説明で納得するのかなと思ったのです。

事務局
(田熊係長)

デンジソウにつきましては、県の希少野生動物種の方に指定されておりまして、埼玉県の希少野生動植物の種の保護に関する条例にて、捕獲等の禁止等の規制がかけられているところがございます。そのため、市の希少野生生物種に指定をしまして、二重で同じような規制をする必要性がないと考えております。デンジソウについては、指定しないというところではあるのですけれども、また、久喜市自然環境の保全に関する条例の第10条第2項において、埼玉県の希少野生動植物の保護に指定されている種は、市では指定できないという条文になっておりますので、重ねての指定は考えてないところがございます。

角内委員

では、埼玉県の希少野生動植物種の指定というものは、埼玉県や環境省がレッドデータブックで出している準絶滅危惧種とか絶滅危惧種とは別ということですか。

県には2通りあるということですか。

事務局
(田熊係長)

埼玉県は埼玉県の方で、希少野生動植物種ということで、県内で生息している植物ですとかそういったものを指定しておりまして、それについて、捕獲等の制限ですとか、そういったものを設けているところがございます。

角内委員

それは準絶滅危惧種とかっていう、埼玉県のレッドデータブ

ックとは別にあるということですね。

事務局
(田熊係長)

そのデータそのままではなくて、県の中でも保護する必要があるものですか、そういったものは、県の方で希少種ということで指定しているというところがございます。

角内委員

11ページの久喜市で指定されているものは、埼玉県希少野生動植物種には指定されていないってことですか。

事務局
(田熊係長)

はい。おっしゃる通りで、県の方と重複して指定しているものはないところでございます。

角内委員

わかりました。

野口委員

一部議題と離れるかもしれませんが、この「計画策定の背景と目的」というところですね。計画策定から10年の間に「市をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や県などの政策は大きく変化しています」という辺りです。非常に重要な部分なのかなと思います。最近の国際情勢を見てみますと、環境問題を考えているようなムードではないのですね。その中で、国際的な動向にどういう対応をしていかななくてはいけないのか、非常に迷うところなんですね。せっかくこういう立派な計画を作っても、人間は元々利口ではないのか、自分で考えつくり出したものを、自分たちで壊していく。自分たちで殺してしまうというようなところがありましてね。平時のときは立派に展開できると思うんですけど、有事のときはどうなってしまうんだろうかっていう心配をしています。その辺のことも皆さん頭の片隅に置きながら、この計画策定を最終的に考えていく必要があるんじゃないかというふうに提案するところがございます。

議長
(佐藤会長)

意見の件数が、2人、2件と久喜市の人口を考えたときに、重要な政策に繋がっていくだろうということに対して、2つしか出てこないということ自体が少し問題だというふうに認識しなくてはいけないのかなど。ですから、広報の仕方は適切だったのかなど。もっと意見が出てくるようにしなくてはなりません。それから先ほども私は申し上げましたように、若い人からの意見、これが本当はすごく大事なんですね。そういうところから、意見が出てくるような工夫をしたのかというところに問題があるのかなと思います。

青山委員

私たち年齢が高くなった人の意見も、私たちが経験したことを、若い人たちに伝えるために有効だと思います。何ができるかというのは、戦争しているからできないっていうものではない。私たちは微力ではありますが、何ができるかを計画して、緑を増やしていったり、後世に残す環境を守るために、こ

の委員会があるんだと思っております。皆さん若い方、特に子供たちのことを考えると、私たちはそれ以上に生活・人生を送ってきたわけですから、その中で何ができるかというところを残すのがこの会議ですから、もう少し前向きな意見を言っていきたいと思えます。

今回は、私たちができること、後世に残せることを、会議の中で議論し合って、それで終わらせたいのですが、よろしくお願いいたします。

議長
(佐藤会長)

現実問題として、この会議の中には、若い方がいらっしゃるということとは問題だと思います。確かに私たちはいろんな経験を踏んでいますから若い人たちが言えないようなことが言えますが。

青山委員

でも、若い人たちは忙しくて出てこられないんだと思うんですよね。

議長
(佐藤会長)

だから、出てこられるような時間帯にするとか、オンラインにするとかね。そういう工夫をしないといけないと、最後に私は言いたいなということです。前々から言ってきたのに、なかなか対応できないわけですよ。止むを得ないことはあるのかも知れませんが。

青山委員

今会議に出てきている人たちにそんなふうに言われると、皆高齢者がほとんどですから、その人たちの意見を、なにか否定するようにも聞こえてしまいます。

議長
(佐藤会長)

そんなことはありません。
決して皆さんのこれまでのご経験や知識を否定していることではありません。もちろんそれはとても大切で、貴重なものです。

2番目の議題に入りたいと思います。2番目はこの計画(案)ですね。それについてまず事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局
(川村補佐)

それでは、資料2「第2次久喜市環境基本計画(案)」、そして資料3「前回審議会からの修正箇所、変更点について」をご覧ください。

冒頭でも申し上げましたが、資料2につきましては、事前にご郵送させていただいたものから若干の誤字修正や文言整理をさせていただきましたので、本日配布したものをご覧ください。資料3につきましては、本日の配布資料でございます。A3の蛇腹折りにさせていただいている横長の資料でございます。資料3につきましては、前回の7月の審議会でお示した計画素案からの主な修正点をまとめたものになっております。

ではこちらの資料3につきまして、簡単にご説明をいたしま

す。

資料3の1番から13番まで、こちらのご意見での修正点につきましては、これまでの審議会で委員の皆様からのご意見があったもの。ご意見に基づいて修正を行った部分ということになります。

まず、1番から4番までは温室効果ガス排出削減目標がわかりづらいため、わかりやすく説明するべきというご意見に対応するもので、削減目標の設定の考え方の中で、特に重要な部分についてコラムで解説をいたしました。

次に5番、6番、そして8番。ここにつきましては、温暖化の影響で、もう既に災害が多くなっており、そのような現状を盛り込むべきであるというご意見に対応するもので、気候変動により生じるリスク、それから温暖化により今後さらなる発生が見込まれる風水害への適応策の具体例について、コラムで解説をいたしました。

次に、7番、10番、11番、12番につきましては、一人一人に何ができるか、市民の取り組みについての記載を充実させて欲しいというご意見に対応するもので、一般家庭でできる取り組みについて、コラムを作成いたしました。

次に9番につきましては、先ほどからも会長や副会長におっしゃっていただいております、郷土の偉人の本多静六博士を取り上げるコラムを作成するべきというご意見に対応するもので、本多博士の考え方を紹介するとともに、現在の久喜市には博士の考え方がどのように受け継がれているかということに関して、コラムを作成いたしました。また、このコラムの内容については、本多静六博士を顕彰する会にもご確認をいただき、アドバイスをもらった上で作成を行っております。

次に13番につきましては、若い世代への情報発信が課題であるというご意見に対応するもので、7月に実施した高校生ワークショップの内容についてのコラムを作成いたしました。

ここまですべてこれまでの環境審議会でのご意見をもとに修正を行った部分でございまして、どの世代の方へもわかりやすい計画にするために、コラムを充実させるべきだという全体の編集方針についてのご意見も反映したものでございます。

続きまして、14番から25番についてですが、こちらに関しては、7月の審議会の時点で未完成だった項目について、記載ができるようになった部分となります。主な修正点といたしましては、これまで現在の値として、令和2年度の実績値を使用していたところ、令和3年度の実績が概ね判明しましたので、現在の値の入れ替え、それに伴う指標の設定を行ったこと。そしてより精度の高い将来予測のためにデータを一部見直したことなどがございます。また、23番・24番は、今年度の環境審議会で既に皆様にはご報告済みではございますが、今年1月から2月にかけて実施した市民事業者意識調査、アンケート調査の結果と、温室効果ガス排出量の算定方法、将来予測の方法について、参考資料として掲載いたしました。

最後に25番ですけれども、こちらは埼玉県環境科学国際センター内に設置されている埼玉県気候変動適応センターのご協力で、久喜市の気候データ及び気候変動影響評価の情報提供がございましたので、こちらを参考資料として掲載いたしました。なお、埼玉県気候変動適応センターからは、今回の計画全体を通して、ご確認をいただいております、気候変動分野に回数に関する助言をいただいております。

議題の2に関する説明は以上でございます。

議長
(佐藤会長)

はい。ありがとうございます。たくさんの方の追加があったようです。これについていかがでしょうか。

内田委員

この基本計画書がこれだけの分厚い内容で、作成できたということは、今後この内容を見て、基本計画の推進体制というのを作っていくということが76ページに書いてあるんですが。その推進体制から、進行管理ということで、PDCAが行われどういうふうにPDCAをまわしていくのか。我々はこの計画書を出せばもうそれで終わりということではなくて、またフィードバックされるわけですよね。ですから、この環境基本計画で、環境推進協議会が実施を行い、監査委員会で監査して、また我々の計画の反映とアクションの方に戻ってくるということなんですが、我々の組織がまだ続くということによろしいんですか。

議長
(佐藤会長)

環境審議会は、アクションをやらなきゃいけないわけですよね。今アクションを1回出したわけですよね。今度はまたこの基本計画によって、ドゥーが行われ、チェックが行われ、またアクションに戻ってくるわけですよね。アクションというのは、環境審議会で行うわけですよね。そうすると、このPDCAというのは回るはずなんですが、この基本計画を出して、私たちは基本計画出して終わりと思ってたんですが、そうじゃないんですね。

すいません、そこをちょっと事務局の方でご説明をお願いします。

事務局
(川村補佐)

PDCAのサイクルについてですね。今回、皆さんに環境審議会での第2次環境基本計画についてご審議いただきましたけれども、その中で現行の計画についての評価をしていただきました。こちらの計画書でいうと、16ページからの部分になるのですが、こちらが前計画・現行計画の検証ということになります。今の計画がどのくらい達成できたのか、その達成度の評価をもとに、例えば評価が低かったもの、達成度が低かったものについては、その次の計画の時にですね、そこを補完するような施策を次の計画で策定していくという形でPDCAが回っていきます。ですから、今のお話で環境審議会が、今後どのように関わるかということになりますと、この計画を実行し

てみて、次のその見直し時期になれば、当然その今の計画がどのぐらいの進捗したのかというのがわかりますので、その達成度をまた皆さんにご審議いただいて、計画の見直しに反映させていくというようなこととなります。

内田委員

そうすると、我々は進捗状況の点検チェックが行われた後に、また我々のアクションのための会議というのは、同じように行われるわけですね。

事務局
(川村補佐)

はい、そうです。この計画の見直しが概ね5年後を目途に予定されております。その時期に、改めて今皆さんにお作りいただいた計画の達成状況を見直しし、次の計画に生かしていただくという形になります。

内田委員

そうなりますと、大体今いる委員さん方はアクションに加わるわけですか。委員さんはまた別に新しい方がなって、会長さんもおっしゃるように、若い人の参画も取り入れて、やっていただけるような環境になるのでしょうか。

事務局
(川村補佐)

皆様の中には、また引き続き、審議会の委員をお願いする方もいらっしゃるでしょうが、そこは個々人というよりも、環境審議会にその役割をお願いをしているところです。

若い方の参画については、これから次の任期の審議会の委員選考のときに、なるべく幅広い年代の方に応募いただけるような形で考えなくてはいけないという課題として認識しております。

内田委員

進捗状況の点検で、このPDCAを回すのは、点検が一番必要になると思うんですが、その点検を上手くやることと、この基本計画実施なんですけど、どういう形でこの基本計画を実施していくのか。この環境推進協議会が主にやるわけですか。というのは、推進協議会はですね、今私もメンバーの1人になっているんですが、この基本計画に則って、この今回基本計画ができたので、市としてはこれを中心に、どういうことをやりますよと。この方向で、これをこういう方向に持っていきたいというような、基本計画の実施体制というのを新たに構築して欲しいと思うんですよ。現状の推進協議会では、これを実施する体制にはなっていないと思うんですよ。そういう体制をまず作っていただいてですね。せっかく作った基本計画が本当に実施していけるのかなど、ちょっと心配しているんですよ。せっかく作った基本計画（案）なんですから。これをスムーズに実施していきたいなというふうに思っておりますので、その辺の実行力、例えば市民に対して、こういう環境問題があるので、みんなの意見を聞いて、どうこうするよとか。そういう実施体制を、どういうふうに決めてやっていくかということですね。実際にやっている皆さんが、多くの方に関わられるような体制に

していったらいかがかなというふうに思っています。先ほど、高校生か何かの問題もありましたが、大きな環境問題ですから、我々一つ一つの問題について直接関わりあえることなんですよね。ですから、例えばごみの問題だとかですね、そういった身近な問題から取り扱っていただいて、ごみのポイ捨てをやめるにはどうしたらいいんだろうと。ただモラルのことで片付けて欲しくないわけですよ。どうしたらそういう環境を維持できるのか、みんなで考え実施していこうと、常に考えていただくような、この基本計画を実施していく体制にさせていただきなというふうに私は考えていますので、よろしくお願いします。

高橋副会長

先ほどの会長さんの方からですね、過分なるお褒めの言葉をいただいたんですけども。少し本多静六博士の関係を載せていただいた。この資料は渋谷会長さんに作っていただき、私も見させていただいたんですけど、53ページの本多静六記念館というところにですね。これがどこにあるのかなというところが、抜けてしまっているのかなということで、できればこの説明の2行目のところに、「2013年（平成25年）4月に、久喜市役所菖蒲総合支所に開館しました」と、そういう形で付け加えた方が親切なのかなと思います。

議長
(佐藤会長)

事務局はちょっとご検討いただいて、対応していただきたいと思います。

角内委員

前回お休みしましたので、多分最後の訂正を見るんだろうなと、今日は思っていたんですけど。もし可能ならば、ここを訂正して欲しいというところがあるんですけども。

49ページの個別目標達成に向けた施策というところの、①番ですが、「『指定希少野生生物種』の生息・生育調査を定期的実施するとともに、指定の継続をし、保護を呼びかけます。」と書いてあるのですが、これは先ほどの11ページのこのことですよね。「定期的指定を継続し」このことなんだろうなと思ったのですが、この指定は2010年なんです。今2022年で、多分この次の新しい計画書は2032年ぐらいまで使う予定なんだと思うんですね。そうすると、このすごい環境が、特に自然環境が大きく変わる。久喜では田んぼだとかもだいぶ減っていますし、そういう中で、希少野生生物の指定を、これから20年見直さないのかなと思ったんです。だから、49ページの①番の中にやはり指定の見直しについても検討するというような文言が、あった方がいいんじゃないかなというふうに思います。だからそれを入れていただけたらいいなと思ったんです。

議長
(佐藤会長)

事務局の方いかがでしょうか。
通常は、そういうことがここに含まれているというふうに理

解していいと思うんですよね。見直しはしないっていうことではなくて、当然必要性が出てくればそれはね、しなきゃいけないし。そういう柔軟性は、あるものだというふうに理解しています。

事務局
(田熊係長)

はい。先ほど角内委員の方でおっしゃられた一文が入れられるかどうかというところなんですけども、その辺、指定種が変わるだとかそういったことも考えられますので、検討の方はさせていただきたいと思っております。

議長
(佐藤会長)

事務局の方どうですか。ここに書いてないから見直しはしないっていうことではないですよね。

事務局
(田熊係長)

はい。当然見直しの方はさせていただきたいと思っております。

議長
(佐藤会長)

他の事も似たようなところがあると思うんです。ですから、そこに見直しますってことは書いてなくても、それはもう、そういうことが必要ならば、当然それはやるというふうに、我々は思っているいいんじゃないですか。

角内委員

ただ、見直しをするということは、いつもそれをチェックしていかなければ、見直しにならない。

議長
(佐藤会長)

そこが一番問題なんです。

角内委員

だから、今年までの10年でそれができていたかという。

議長
(佐藤会長)

できてないですよね。

角内委員

だから見直しをするという語を入れると、見直すということは、現状をチェックしないといけないということにプレッシャーがかかると。

議長
(佐藤会長)

だから、その辺は方法論みたいなことで、次の見直しは5年後ですってね。実はふゆみず田んぼは5年ほっとかれたんですよ。全く何にもしないでね。だからそうしちゃいけないんでね。環境審議会は毎年あるんですよ。だから、見直しは5年後にするかもしれないけど、毎年のは、この審議会で報告していただいて、やってないじゃないのって言えるようにしないといけないと思います。

角内委員

いままでの審議会は、そういう動きがないですよね。動員がかかると、喫煙所を設けるためにはどうしたらいいとか、街

路樹をどうしたらいいとか、単発のことで。基本計画をこう進めますとか、ふゆみず田んぼが上手くいってますみたいなこととか、私はそれぐらいしか聞いた覚えがないです。

議長
(佐藤会長)

だから、そこを変えていかないといけないっていうか。それをぜひとも担当の市の方に積極的にやっていただきたいということだと思っただけですね。そこが一番大事なところなんですよ。

それから担当部署で抱えちゃうと、結局動きが取れないんですよ。だから専門家、NPOとか、いろんなところと積極的に情報交換できるように、変えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

ですから、角内さんのご心配はよくわかりますが、基本的に何か不都合が起こったときには、速やかに対応してもらおうというのが計画の基本です。ここに書いていないからやりませんか、書いてあるから絶対やらなくてはいけないということにはならない。あくまでも計画ですからね。

入江委員

私は石けんの推進について、水を汚さないように洗剤のことを考えて欲しいということをやっております。久喜の中では、河川浄化対策協議会で活動しています。この2年ぐらいは、もう本当に人を集めたりできなくて、なかなかやれなかったんですけれども。

この基本計画の中で、51ページの⑨、⑩、⑪ぐらいで、市民団体と連携して水資源や水循環の環境を⑨番で深めますと書いてありますが、その下の⑩、⑪の下水道施設というところにも関係あるんですけれども、皆さんがその合成洗剤と石けんについてあまり関心がないんじゃないかなと思っています。

県の方では「化学物質と私たちの暮らし」というパンフレットを毎年出しています。2016年には、買う時には石けんのように分解性のよいものに変えましょうと書いてありました。でも、「石けんで」と言うと、皆さん「洗剤で」という意味だと思ってしまうので、私が入っている会の方から、合成洗剤ではないということを書いて欲しいということを書きましたら、次の次の年ぐらいから合成洗剤よりも分解されやすい石けん等を買うようにということを書いていただいたんです。

それでこの基本計画の中には、なかなかそういう細かいことまでは書けなということらしいので、是非こういうパンフレットでもいいですけども、具体的なことをちょっと出して欲しいなと思います。そうではないと人には伝えられないと思いますので。それからさっきの活動の方で、是非お願いしたと思います。1つ言いたいんですが、今環境省でウイルスには石けんで手を洗いましょうっていうことを推奨されておりますけれども、商品名ですと、ビオレなどの中性の洗剤だと、ウイルスはなかなか死なないんですね。石けんはアルカリ性なので、何かでウイルスがなくなるっていうのを、環境省も他の人たちもわかっているんです。でも一般の人たちはわかってないので、

石けんで手を洗いましょうと言っても、普通の洗剤を使ってしまっているところが悔しい話だと私は思っています。ウイルスを殺すためには、やっぱりアルコールか石けんで手を洗うということをして欲しいと思います。

青山委員

先ほど、久喜市指定希少野生生物種の植物のデンジソウの件でお話があったのですが、デンジソウは、久喜市にとってとても珍しいものですから、この中に何か載せられないかと考えています。もし載せられるようであれば、マークか何かを付けてでもいいので、いつ県で指定されたのかのような記載をして、デンジソウを載せていただければ嬉しいかなと個人的に思いましたので、お願いします。

議長
(佐藤会長)

今、青山さんがお話になったような、そういうところにQRコードを添付していただいて、こういう花だとか、写真が出てくるとか、いろいろな説明が出てくる工夫を是非していただきたいなというふうに思います。

この計画書を書類として、しまわれてしまったのでは本当にもったいないと思います。私の個人的な考えですが、学校の教材の一部に使われて、デンジソウは初めて聞いたけど、どんな花なのと疑問を持ってもらえるようにして、QRコードを読むと、こういうことなんだと理解するような。ですから、青山さんが言ったようなことを是非ね。どういう形になるかわかりませんが、できるようにしていただけたらなというふうに思います。その他いかがでしょうか。

角内委員

77ページに「進行管理のための組織体制」とありますが、この計画を進行したり、内容を管理するための組織体制はすっきりとできているんですが、例えば、先ほど私が言った49ページの①、②を実行するにあたっては、これがどう動くんだろうっていうことが、見えないと思います。

例えば、私が自然環境について言いますが、防災の人は防災の推進をするためにとか、ごみ問題に興味のある人は、ごみ問題について何とかしようと、この計画に則って見るわけですよ。そうしたときに、久喜市環境推進協議会って書いてあるんですけど。ここが1番でスタートだと思うんですけど。ここに全部この計画を、この審議会に諮るのか、どういう諮り方をするのか、そしてそれはどういう流れで、結果として映るのでしょうか。例えば自然観察だったら、その希少植物の調査をするという、行動から結果までの流れになるのだろうというときに、審議会はそんなにたくさんできるのか。あと提案もしなくてははいけませんよね。審議会で諮ってくださいって。

今年度はこの環境計画を作って終わりで、この77ページのようなシステムで動くのは、来年度の担当者なのか。今年、この計画を立てた上で、来年度から円滑にこの計画に移すために、その先に何かこう、やる手立てを、やる計画があるかどうか

かっていうのを知りたいなって思ったんです。以上です。

事務局
(川村補佐)

進行管理のお話ですが、まず、毎年環境基本計画がどのぐらい進捗しているかを定期的に監査する仕組みというのがあります。それがこの76、77ページでいう、久喜市環境監査委員会というものです。こちらの環境監査委員会につきましては、大体年に1回、年度末近くにやっているのですけれども、環境基本計画に沿った施策の実績を記載した年次報告書の内容について、質疑を行って、疑義があれば指摘するというような仕組みです。

そして、環境推進協議会の方につきましては、市民団体や、市内の事業者、あとは久喜市で構成されているものです。

この環境基本計画の中には、市が取り組む項目以外の部分もあります。事業者が取り組むべきものですか、市民が取り組むべきことというものを、互いに連携して主体となって推進するというのが環境推進協議会の役割です。

ですから、角内委員のお話に戻りますと、この組織体制の中の仕組みとしては、毎年の久喜市環境監査委員会をもって、この環境基本計画に沿った施策が行われているかというのをチェックしてもらうというようなものがお答えになるかと思えます。

野口委員

結局、最終的には環境推進協議会で成果というか、この部分については、これだけできましたよとか、これはまだ未達成ですよってというのは、環境審議会でするのでしょうか。或いは審議会に事務局で提案するわけでしょうか。

事務局
(川村補佐)

環境推進協議会については、事業者との繋がり、市民団体との繋がりを構築するための組織なので、そこで行われるのは、例えばこの第2次環境基本計画ができましたので、この計画のうち、事業者の取り組みについて、情報共有して一緒に進めていきたいと思いますというようなことです。

野口委員

だから、そうすると当然課題や問題が出てくるわけです。それをどう対応していくかっていうのは、この審議会で答申するわけですか。全部、環境課で受けるわけではないですよ。ね。

計画目標として何年までにこうしたいんだけど、とても達成できない場合が多いですよ。それは、その報告、或いはその何で達成できなかったのか。じゃあ今後どうしたらいいのかっていうところまで掘り下げるのは、この審議会でするの。協議会でやるの。

事務局
(川村補佐)

毎年の定期的な進捗の状況の確認というのは、環境監査委員会で行います。

野口委員

監査委員会で。

| | |
|---------------|---|
| 事務局 (川村補佐) | はい。年次の報告書に対する監査として行われます。 |
| 野口委員 | そうするとその対応、或いは今後の対策というのは、今の言ったのは環境監査委員会でそういうものを導き出すわけ。 |
| 事務局 (川村補佐) | そうですね。ご指摘をいただくような形になります。 |
| 野口委員 | それで、導き出されたものは、直接環境課に答申されるわけ。 |
| 事務局 (川村補佐) | まずは環境監査委員会事務局の環境課に、監査の結果としてご指摘いただくということになります。 |
| 野口委員 | そうすると、推進協議会はどういう立場になるの。 |
| 事務局 (川村補佐) | 環境推進協議会は、市内の事業者と市民団体と久喜市で構成される団体になっておまして、こちらについては、久喜市環境基本計画の中でも、事業者が取り組むべき項目ですとか、市民が取り組むべき項目というのがございますので、計画の中身を共有して、連携してご参画をいただくというようなことになります。 |
| 野口委員 | そこで出てきた声をまとめて、それで監査委員会の方にあなた方が上げるわけ。そうじゃないの。 |
| 事務局 (川村補佐) | 環境推進協議会は、何か協議をして、そのお答えを市に返していただくというよりも、事業者や市民団体など、加入団体自身が実施の主体となって活動をしていただくのが趣旨になります。 |
| 野口委員 | 監査の結果としてね。内田さん、そういう流れだそうですけど。その辺がちょっとね、市民には理解しにくいところですね。 |
| 内田委員 | だから推進協議会は何をやるんですかというところなんですよ。我々はこの答申を受け取って、やっていただけるんですかというところが、中心になると思うんで。その辺を推進協議会は多分、この基本計画っていうのは知らないと思います。その内容を踏まえてやっていただけるんですかというところが、我々の一番の大事なところなんだと思うんです。その辺をきちんとやっていただいて、その結果を監査委員会が踏まえて、今年はどうだったです、こうだったです、駄目なところがあり、よかったところもあります、悪かったところ、できなかったことともありました、じゃあ来年どうしようかということで、また |

審議会に戻ってくるわけですよ。そういうPDCAになっているんですが、最初受けとめた協議会、この重要性を皆さんどういうふうに踏まえていただけるんですかというところが、この問題じゃないかなと私は考えているので、具体的にはね。この監査委員会の議事録とかそういうのをチェックする必要がありますよ。そうするとね、どういう形で、この監査も行われてるかっていうのが見えてくると思うんで。この議事録は見られますよね。

事務局
(川村補佐)

はい。

議長
(佐藤会長)

ですから市民の側も、そういうチェックはすごく大事なところですよ。今日の審議会の議事録も、この間たばこの件をお話しましたが、あの方はちゃんとこの審議会の議事録を見て、私がどういう発言をしたのかをチェックして、この人はわかってないなあとか。一般の市民の人がやるのは難しいけれど、そういう体制ができていかないといけないということじゃないですかね。そうしないと内田さんがご心配して言ったところも具体的なところが見えてこないですよ。

内田委員

77ページで、環境推進調整会議というのがあるのですが、この役目をご説明ください。

事務局
(川村補佐)

環境推進調整会議ですが、こちらは環境基本計画の策定の際に、この環境基本計画内の各施策、どういったものに取り組むべきか、その数値目標をどのようにすべきかを、庁内の関係各課と一緒に協議する会です。ですから、会議の構成は庁内の中でも、特に環境基本計画に関係が深い課となっております。今回の第2次計画の策定の際にも、環境推進調整会議を行っておりまして、計画の中身については、各課の意見を取り入れて作っております。

内田委員

メンバーは、どういう方なんです。

事務局
(川村補佐)

メンバーは特に関係の深い課となっており、例えば建設部門ですと、道路河川課や公園緑地課などです。

内田委員

市役所の方なんですか。

事務局
(川村補佐)

市役所内の関係課です。

議長
(佐藤会長)

これで皆さんのご意見を頂いたということでよろしいでしょうか。こういう案ができましたということで、答申するということがよろしいですか。今、角内さんからいろんなご意見をい

ただきましたけど、これはまたやれる範囲のところ、この案を皆さんご了承いただいて、問題点はありますけど、答申するというふうにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長
(佐藤会長) ありがとうございました。
この審議会としては、これで答申してよろしいということです。事務局の方から何かあれば、ご説明お願いします。

司会
(木村課長) はい。ありがとうございました。
今、会長からもお話ありました通りですね、本日出た意見、希少種の関係ですとか、或いはデンジソウについてはマークをとかといったお話もございました。いただいた意見をもとに、こちらの計画（案）につきましては修正の方を検討させていただきまして、答申案としたいと考えてございます。答申案の確認については、会長一任ということで今ご了解いただけたのかなと思ってございます。

また、市長に答申書の方を渡していただくことにつきましても、当審議会を代表しまして、会長からお渡しいただければと考えておりますので、皆様にはご了承の方お願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局の方からは以上となりますけれども。会長、よろしいですか。

議長
(佐藤会長) いつ、これを市長に渡すのかは決まっていませんけども、時間を取ってお渡しするというので、その際に口頭でいいからこういうことを伝えたいというものがあれば、もちろんお話しします。私の方から市長にお渡しするというふうにさせていただきます。

入江委員 すいません。余計な話なんですけど、お伝えしたいことがあります。

皆さんは洗剤のことについては、環境にはあまり関係ないかなと思われている方もいらっしゃるんですけども、福岡で、シャボン玉石けんという会社が1つの島の中で、去年の8月から6か月間ぐらいにかけて、石けんだけを使って生活するという実験をやりました。そうしたら下水処理場から海に放流される水が綺麗になって、微生物もうんと元気になったという、結果が出たんです。そういう壮大な実験を皆さんに知って欲しいなと思って、申し上げました。

青山委員 今の意見に賛成なんですけど、私は仕事柄そういうことに大変興味を持っていましたので、石けん洗剤をずっと使っていました。でも、最近のテレビコマーシャルを見ますと、香りをつけて、それで香りがいつまでも衣類に残るっていう広告をご覧

になっていると思うんです。

でも、香りは食べ物により体から匂ってくるものなので、日本の国土のお米を食べてきた民族は、実は体から芳しい香りがするというのが基本なんですね。西洋では、元々肉食だから、その体の匂いを消すために、香水が発達したと言われてい

ます。今、やっぱり肉を食べましようと言われてますから、汚染もされていますし、体の匂いも、匂いを付けた洗剤で、衣類に染み込ませないと消えないぐらいになっているような気がするんですね。それもすべて環境を破壊しているし、しかも衣類に残った香りは、皮膚に害を与えと言われてい

議 長
(佐藤会長)

たくさんの意見をちょうだいしました。一応、3時を目安にということで、これで審議会を閉じたいと思います。事務の方よろしいでしょうかそれで。

司 会
(木村課長)

はい

議 長
(佐藤会長)

はい。どうもありがとうございました。

司 会
(木村課長)

どうもお疲れ様でございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 4 年 11 月 9 日

久喜市環境審議会 会長 佐藤 茂夫